

声明

1 最高裁判所第3小法廷は平成16年3月16日、学資保険裁判について福岡東福祉事務所長の上告を棄却し、被上告人に対する生活保護費の減額処分を違法として取り消した福岡高等裁判所の判決を維持する判決をした。

この判決によって、本件生活保護費の減額処分の取り消しが最終的に確定したのであるから、福岡東福祉事務所長は直ちに、被上告人中嶋明子（当時、現在：入口明子）、知子に対して減額処分によって蒙った経済的損害の回復及び違法な行政処分により不当な苦痛を与えたことについて謝罪すべきである。

2 今回の最高裁判所の判決及びこれによって維持された福岡高等裁判所の判決は、憲法25条が全ての国民に生存権を保障していること、この生存権の保障の基底には人間の尊厳の理念があること、人間の尊厳の理念は自己決定権をその不可欠の要素としていることを前提に、被保護世帯が生活保護費をどのように使用するかについての自由を原則的に認めたものである。

私たちは、生活保護行政が、生活保護費の使用方法をはじめとして被保護者の生活に過度に介入して自己決定権を侵害している現状を改めて、被保護者の人間の尊厳を認め自己決定権を尊重する行政に改められることを要求する。

さしあたり、本件で直接問題とされた学資保険をはじめとして、生活保護費を備蓄して爾後の生活に備えることは原則として認めないという取り扱いは直ちに改められるべきである。

3 本件は、中嶋明子・知子を高校進学させてやりたいという親の願い・努力を福祉行政が踏みにじったところに起きたものである。全ての子ども達に分け隔てなく健全な発達の条件が保障されることを願う多くの国民が本件裁判闘争支援に立ち上がることになったのはこのためであった。今日の最高裁勝利もこの国民の支援によるところが大きい。

私たちは、福祉行政は本件裁判闘争支援に示された国民のこの願いに背くことなく、教育扶助を高校教育までに拡大する検討を含め、生活保護家庭の子ども達にも学ぶ権利が十分に保障されるように行われることを要求する。

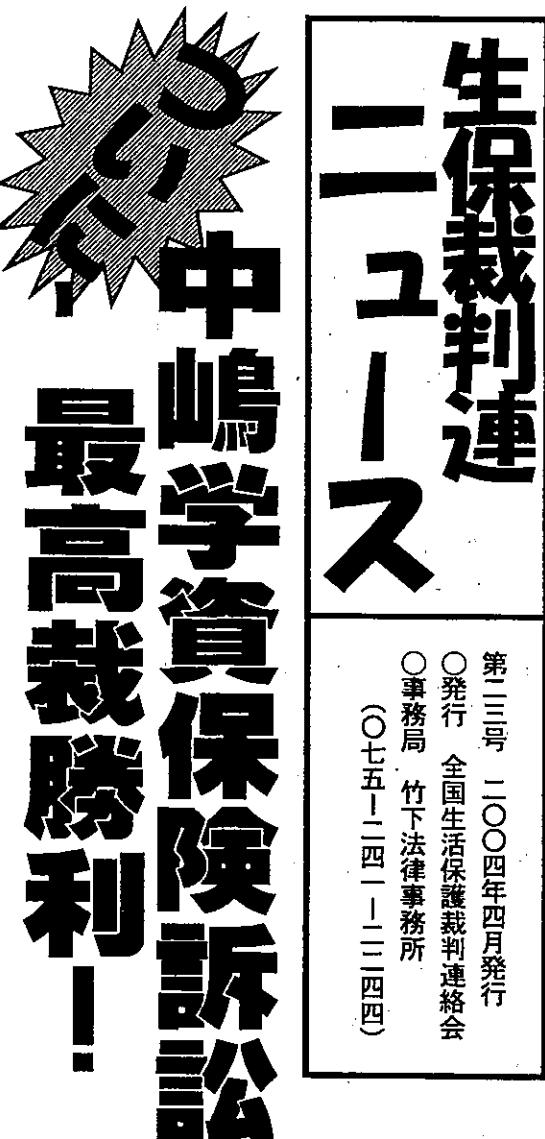
4 最後に、支援団体や学者研究者の方々をはじめ、本件裁判闘争勝利のためにご支援・ご協力いただいたすべての方々に厚くお礼申し上げるとともに、私達は、本件裁判闘争や支援運動が提示した全ての国民、全ての人間が人間に値する生存の保障、人間の尊厳の思想が日本の政治・経済・社会の全ての点において尊重されるようになることを熱望し、その為に今後とも力を尽くしていくことを表明する。

2004年3月16日

学資保険裁判（中嶋裁判）弁護団
学資保険裁判を支援する会

この判決を真摯に受け止め、国は保護締め付け政策を止め、生活保護の目的に合致した預貯金の保有を認められるよう運用を是正しなければなりません。合わせて、本裁判の原因である高校修学費用を生活保護で認めないという現行の枠組みを改め、高校修学費用を生活保護（教育扶助）から支給するように改善すべきです。

この判決を受け止め、国は保護締め付け政策を止め、生活保護の目的に合致した預貯金の保有を認められたことにあります。



第三弔 二〇〇四年四月發行

○發行 全國生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(七五一一四一一二三四四)

三月十六日、中嶋

学資保険訴訟が最高
裁で勝訴しました。
十二年間におよぶ原

告・入口（旧姓中嶋）
明子さん、中嶋知子
さんのたたかいに心
から敬意を表すると
ともに勝訴を喜び合
いたいと思います。

生活保護裁判の最高裁勝訴は、昨年の高訴訟に次いで二年連続のことになります。この勝訴の意義は、①保護の補足性原理についての市民常識からもかけ離れた過度の強調という保護抑制政策の核心部分での利用者側の勝利であること、②自己実現、自己決定のために保護費の使途自由を認めしたこと、③高校修学を自立のために有用と認めたことにあります。

この判決を受け止め、国は保護締め付け政策を止め、生活保護の目的に合致した預貯金の保有を認められるよう運用を是正しなければなりません。合わせて、本裁判の原因である高校修学費用を生活保護で認めないという現行の枠組みを改め、高校修学費用を生活保護（教育扶助）から支給するように改善すべきです。

検討しています。しかし、老齢加算の段階的な廃止が先行するなど、生活保護基準の切り下げが企図されています。

私たちは、争訟に示されているような保護抑制的な制度運用ではなく、生活保護がその「出番」にふさわしく、「使い勝手のよい」「頼りになる」「未来に展望がもてる」制度であるべきであると考えます。北九州の地で、るべき生活保護について大いに語り合いましょう。

また、昨年8月から、厚労省は「生活保護の在り方検討専門委員会」を発足させ、生活保護法施行後初めての抜本的な制度改革を

第10回裁判連総会・交流会は、9月5日（日）北九州市で開催！

生保裁判連は、「戦後第3の波」という生活保護争訟の高揚を背景に1995年京都で結成され、今年は早10回目という節目の年を迎えます。裁判連は発足後、数多くの裁判や審査請求で利用者側の勝利を得ることができます。昨年から今年にかけて、高訴訟、佐藤訴訟、中嶋訴訟と最高裁や高裁での画期的勝訴を得ています。

また、昨年8月から、厚労省は「生活保護の在り方検討専門委員会」を発足させ、生活保護法施行後初めての抜本的な制度改革を

生保改連講演会レポート

「国民生活は守られるのか」二三〇人参加

ある二月一四日、東京・東医健保会館にて、生活保護改革を考えるシンポジウムが開催され、緊急な呼びかけにもかかわらず会場いっぱいの二三〇人が参加し、丸一日活発な意見が交わされました。生活保護改革は、厚生労働省に設置された「生活保護の在り方検討専門委員会」において、昨年八月から検討されています。しかしながら、老齢加算の廃止の方向が打ち出され、十一月末には厚労省から一方的に生活保護費についての国の補助率を現行四分の三から三分の二に削減する案が出されるなど（自治体の猛反発で一年先送り）、生活保護基準の切り下げやさらなる縮め付けなど、危惧する声が多数出されました。

シンボ実行委員会の名前で、厚労省と専門委員に申入れを行うとともに、緊急アピールを発し、生活保護についての学習を強め、国や専門委員会、自治体への要請行動を行うことを緊急提起しました。

以下、シンボの概要と緊急アピールを掲載いたします。各地での行動をお願いいたします。

【記念講演】

東洋大学教授 大友信勝

生活保護制度改革に問われるもの

1 生活保護制度改革の二つの道

大きな改正がなかつただけでなく、利用しやすく出口も広い生活保護に生活保護制度は最後の防御網であり、文字どおりあとがないという特殊な性格を持つ。財源は税であり、なんらかのミーンズテストをともなう、というのは諸外国も共通する点である。ただし、西欧諸国では、いかにステイグマを軽減し利用しやすくするか、という点について、財政当局とのせめぎ合いの中前進してきた歴史を持つ。

一方、日本では、一九五〇年以降観点や、「利用しやすく出口も広い」

という真に役に立つ制度を確立しようというもう一つの道も存在する。

社会的セーフティネットとして真に役に立っているかどうかの判断基準は、捕捉率である。日本ではこの調査は近時おこなわれていない。

なお、生活保護の財政負担が大変だとか、モラルハザードを引き起すなどの議論もあるが、実は、生活保護のお金の六割は医療費、その半分が精神疾患の人の長期入院で支出されている。グループホームの設置等、キチンとした出口を用意することこそ本来の改革であるはずだ。

2 セーフティネットのあり方について

・生活保護を囲む社会保障制度の充実を

セーフティネットには、最後の安全網である生活保護の前に、年金や失業給付、医療といった社会保障制度の輪、さらに外側に住宅や教育、労働政策や金融といった輪といふ三層構造を持つ。外側の輪が強化充実されると、中の輪も強化される。ドイツでは生活保護世帯における高齢者の受給割合はわずか五%。日本では四六%。これは年金制度の差である。何でも生活保護を充実して良いとするのではなく、外側の輪の強化改革論議は、財政当局の仕掛けた、も大事な論点だ。

3 生活保護制度改革の論点

1 水準均衡方式での検証が不十分なまま切り下げへ：

地域での生活再建を

2 水準均衡方式での検証が不十分なまま切り下げへ：

ミーンズテストの軽減、資産保有

3 厚労省の調査結果が生かされず、一般世帯と比べるのではなく、低所得世帯と比べて

せつかく行つた「社会生活に関する調査」が議論に十分生かされていない。

ナショナルミニマムを決める方程式は現在、水準均衡方式にもとづいている。生活扶助基準を絶対的に決めるのではなく、一般国民の消費水準と保護受給世帯の消費水準の均衡で、相対的に決めていくこと

ど立ち直りを支援する。ホームレスは、貧困の世代的再生産克服を最重点において子どもを育てている親の住宅扶助は分離、新設し、資産調査なしで所得に応じて支給する制度とする。中国帰國者には別制度にて生活を保障する。外国人には当面緊急の医療を即刻保障する、などの改革が急務である。

【基調報告】 静岡大学教授 布川日佐史 何をどう改革しようとしているのか

1 「中間取りまとめ」の骨子

うとする考え方である（おおむね六〇%

削減の始まりか

生活扶助の給付額が妥当かどうかの

専門委員会「中間取りまとめ」の内容は、生活保護の基準に関するものであり、以下の4点が中心。

検討については、昭和五九年から平成十二年までの数字をみると、六〇%台

① 低所得世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準を比較すると、生活保護の基準が高い。

サンプル数が少ないこともあり、均衡がとれているのかの検討はまだ十分といえない。なお、被保護「勤労3人世帯」

② 1類・2類の比率や、年齢、人員換算率を見直す。
「水準均衡方式」による生活扶助額の毎年の改定指標として、消費者物価指数も考慮する。

がとれているのかの検討はまだ十分といえない。なお、被保護「勤労3人世帯」の生活実態がどのようなものかについても検討が不十分である。

③ 老齢加算は廃止する、母子加算の廃止は保留する。

サンプル数が少ないこともあり、均衡がとれているのかの検討はまだ十分といえない。なお、被保護「勤労3人世帯」の生活実態がどのようなものかについても検討が不十分である。

3 厚労省の調査結果が生かされず、一般世帯と比べるのではなく、低所得世帯と比べて

せつかく行つた「社会生活に関する調査」が議論に十分生かされていない。

活、他者との交際であるが、そういう

本人たちの活動が、低所得者にくらべ

被保護世帯は愕然と低いという事実を

読み取つて、その問題を考えていけない」と発言している。

低所得世帯の消費支出構成の偏り
(所得が少なくなればなるほど、税、社会保険料、食料・住居費の割合が増え家計を圧迫)についても事務局からデータは出ている。低所得世帯が「教育費や教養娯楽費」にお金を回せない実態が明らかになつてゐる。こうしたことも、十分な検討がなされていない。

そもそも「低所得世帯の生活扶助相当支出額」は、保護引き下げのために持ち出された比較指標に過ぎない。本来は「一般世帯全体の消費水準」が比較指標であつた筈。当該比較手法は、水準均衡方式ではなく、昔まえの「低所得世帯との格差」のやり方に逆戻りしているといふ言わざるを得ない。

低所得世帯には本来保護を貢献するのに貢つていかない人が多く含まれ、こうした人たちの生活扶助相当支額を切り出して計算すれば、生活保護基準との逆転現象が発生するは必然。

比較手法自体を批判することも大切だが、着目すべきは、生活保護基準以下の生活を送つてゐる人がたくさんいるということが公式に明らかになつたも言えることである。これでどのように利用していくかが今後の課題。

4 物価指数を考慮に入れて

よいのか

水準均等方式で均衡を維持するため、今まで消費指標の伸びを指標として、毎年金額を変更してき

た。今度から物価指数を考慮に入れると、これがどのような意味合いを持

つか、慎重に検討する必要がある。
今までは生活保護基準の存在が、

5 ナショナルミニマムとは何か

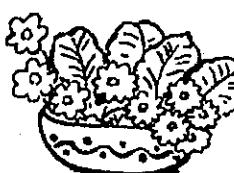
様々な社会保障制度の基準切り下げを食い止める一定の抑止力になつていたが、今回生保基準自体について上記議論が出ている以上、こうした抑止が一気にはずれるおそれあり、注意が必要。私たちも、ナショナルミニマムとは何かをちゃんと議論しないかなければならない。

6 その他、基準に関する

見直しには要注意
1類と2類の比率や人員換算率の見直しについては、計算如何によつて保護の金額を減らす方向へ誘導が容易にできてしまうので、注意が必要である。

单身世帯については、別のやり方をするという提案をしている。单身世帯の生活実態をもとに、新たなス

【報告①】京都・西京生活と健康を守る会 佐武 志津子



1 同窓会の案内に返事を出せずに…
夜になつて、そつと郵便受けを見ると、高校の同窓会の案内の往復葉書が入つていました。高校三年生を唄つて別れたクラスの仲間にあつた

いい、高校を卒業して学生の街「京都」にあこがれ学生時代を過ごし、結婚して子供ができる幸せになるはずだつたのに。長男が登校したあと、

カーテンをしめきり次男と二人暗い部屋ひつそりと過ごし「今日は夫は

タンダードを作り上げていく切っ掛けとして使えるかも知れない。

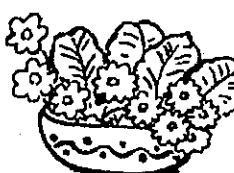
7 老齢加算廃止の根拠は薄弱

が、十分検討をもとにニーズがないと結論付けたわけではない。「低所得世帯より被保護世帯の消費水準のほうが高い」という話だけ。しかし老齢加算ではそれで押し切られてしまつた。

「ニーズは存在するので、廃止をすれば最低生活を割り込んでしまう」という議論は未だ不十分。

かろうじて母子加

算については「貧困の再生産をさせない」という名目から加算廃止の結論は出さにすぎない。



小学五年と一年の子供は私が引き取り離婚をするという前提のもとで母子三人生活保護が受けられることになりました。申請受理のあと、自宅を訪問した担当のケー

スワーカーが「今、手持ちのお金はありますか、前貸しますよ」と早速手続きしてくれました。お米を買うお金がなく、冷蔵庫の野菜の切れ端を細かくぎざんで小麦粉と混ぜて焼いて食べさせたり、それもなくなると小麦粉団子汁でおなかをふくらせていた私は、ケースワーカーのやさしい言葉が、涙が出るほどうれしかつたです。

3 必死で職を探し正職員に

次男の学童保育の募集が終わっていたので、卒園した保育園で私にしていた学童保育に入れてもスワーカーのやさしい言葉が、涙

家には帰つてくるのだろうか、食べるのもなくなつた、実家の母にどういつてお金を工面してもらおうか」無氣力な日々の今の私はとてもみんなのところに顔をだせない。できることなら夢と希望に溢れたあの頃に戻りたい。返信は出さずじまい。

2 おびえる毎日だったがケース

ワーカーのやさしい言葉に涙

私が福祉事務所に生活保護申請

にいたのは一九八一年四月のことになりました。

4 一人の人間として尊重され、援助に励まされ

保護を受けていると、定期的にケースワーカーの訪問があります。何か状況が変わったことはないですか、困つたことはないですかとたずねてくれるのです。子供のことや、仕事の話をいろいろ聞いてもらいました。

私の学童保育の費用が一万円かかります。何か状況が変わったことはないですかとたずねてくれるのです。子供のことや、仕事の話をいろいろ聞いてもらいました。

斯うして、通勤に使つて自転車が故障したので買い替えましたとお話ししました。

斯うして、交通費としては無理だけだと話すと、「何とか生活保護から出します」と言つてくれたり、また

では「母子家庭のつどい」で自分の保護費の計算や、制度の学習をしていました。その中で講師になつてくられた役員さんか、子供が十八才になつて保護から抜けたときが母親の自立の大きな山場で頑張り時やでと、何回も言つておられました。

五年間パートできていた私は、園長先生にお願いして正職員にしても

ら、保護からだけではなく、生活、気持ちの面からも自立することができます。二人の子供も母子貸付など

制度を利用して大学を卒業することができますが、長男は結婚し孫もできています。故郷での同窓会にも初めて出席して青春時代の思い出に心地よく浸ることができました。

生活保護で最低生活が安定することと、食べられる一働こう一頑張ろうと意欲が生まれてきます。でも正規で働き、保護を切ることだけが自立とは思いません。病気や障害があつても自分が主体的に生き、できるだけのことをしている、そういう人を応援するためにも生活保護が必要だと思います。

6 母子加算はがんばつているお母さんへの励まし

今、政府は生活保護を切り下げる、老齢加算、母子加算廃止を企んでいます。思い返すと私なりに一生懸命のあまり子供には本当にさみしい思いをさせたことがあります。とにかくめいっぱい働いて収入を増やそうと必死でした。夏休みも子供を田舎にあずけて母子の時間ももてませんでした。次男がSOSです。本屋で万引き、私の妹の結婚祝い金を盗み



拾つたと嘘をつく、など。そこで私は、今は無理しないで子供と向き合おうと決めました。参観日、運動会などたまには休んで出席するようになります。母子加算は頑張っているお母さんへの応援、励ましたと思ひます。廃止は絶対させたくないです。

実は私は夫がいるときに保護を受けたことがあります。飲酒渾転で免許取り消しになり失業したので、免許をとつて就職するまでと申請し、受理されました。就職がきまり給料が入ったので保護を辞退しにいくと、ケースワーカーは「生活の建て直しもあるだろうからもう一月保護費を出しましよう」と言つてくれました。

生健会の役員をしていて相談者の保護申講に立ち会うことがありましたが、私の経験と今の保護行政には大きな隔たりがあります。まず追い返し、申請させない、就労指導のきびしさなど。

だれもが人間らしい暮らしができるよう生活を保障し、その家庭がいかに幸せに暮らしていくか。それを見守り自立を助ける本来の役目をする生活保護であつてほしいと強く願っています。

生活保護で最低生活が安定することと、食べられる一働こう一頑張ろうと意欲が生まれてきます。でも正規で働き、保護を切ることだけが自立とは思いません。病気や障害があつても自分が主体的に生き、できるだけのことをしている、そういう人を応援するためにも生活保護が必要だと思います。

【報告②】 「生活保護ケースワーカー」として働いて

堺市堺保健福祉総合センター
生活保護第1課 宮本 茂

1 ケースワーカーの仕事とは

「ちょっとしたことでつまずいて生活ができなくなる人が非常に増えている

で法定数がなくなり、標準数に変わったことに伴い私は一二四件担当している。一件に関わると残り一二三件が応対してもらえない状態である。

餓死事件、朝日新聞の暮らし欄な

ど新聞やテレビで生活保護が取り上げられる、必ず苦情電話が来る。もう片方では老人病院・社会的

入院の問題があり、目の前に人の生活がある、それをいろんな形で一緒に考えていく仕事だということを考えたのか一緒に考えて、原因を少しでも緩和し、保護を使わなくてやつていけるような状態にする。

一二〇件の人たちがお金を出していくのは非常に大変で、そういう中で訪問に行つて、毎日訪問しているワーカーはほとんどおらず、お金を出すタイミングの隙間に必死に家を回つているのが現状で、そんな中でどれだけの話ができるのか。生活保護はいろんなことが書いてある制度だが、使い方がわからないという人が多い。

もう一つは国民の意識がもつと高ま

り生活保護というのほんの制度でどれだけのお金がどういうふうに支払われるのか明示されないといけないと思う。保護費の計算方法を受給者に伝えないと二十年受けっていて初めて聞いたと

いう人がいる。

ながらその人が一番苦手としているところを聞き出しなさいというのは、やはり非常に難しい。コミュニケーションがうまくいかず非常に不信に陥つている。厚生労働省からも不正受給があるたびに、裁判になつても負けないよ

うな仕事をしていきなさいと言われるが。相手にきつちり話を聞きなさいとは言わない。相手にきつちり話を聞いてやらないということが、ずいぶん後になつてマイナスになつて出てくることがあると思う。

一二〇件の人たちがお金を使つたことには非常に大変で、そういう中で訪問に行つて、毎日訪問しているワーカーはほとんどおらず、お金を出すタイミングの隙間に必死に家を回つているのが現状で、そんな中でどれだけの話ができるのか。生活保護はいろんなことが書いてある制度だが、使い方がわからないという人が多い。

もう一つは国民の意識がもつと高ま

り生活保護というのほんの制度でどれだけのお金がどういうふうに支払われるのか明示されないといけないと思う。保護費の計算方法を受給者に伝えないと二十年受けっていて初めて聞いたと

いう人がいる。

2 職場の雰囲気は

老人の医療が大きく変わり、介護保険が導入されたため負担が増えている。一方では、リストラを中心に行つて、必要ある人にはあげたらよいが、必要がない人にはあげなくてもよいといわれる。検査とか、しつかりと追跡して張り込みしたらどうかともいわれる。

今の世の中で食べられない相談に来られる方がいることを知らなかつて試験を受けてがんばつて公務員になつてくるから、他人と話をし

3 制度改正について

「基準、相談支援のあり方、ワーカーの資質を向上

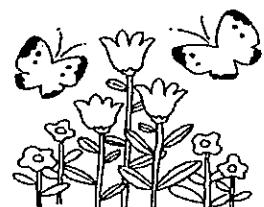
がどうなのか」ということがポイント。今回の制度改正で基準のあり方と相談支援のあり方、特にワーカーの資質を向上、この三つを考えてみたい。今職場の中では統合論・分離論がある。訪問して調査する人と、保護費を支給する人は別々でいいのではないかという話が

されている。お金をにぎつたままで指示するのはおかしいのではないかという議論。良心的なものを含めてめんどうくさいことはしたくないという議論がある。まず今のワーカーがどんな状態なのかというのを改めて現場の職員が言つていかないとだめだし、委員にもぜひとも聞いていただかなければならない。制度的に古い部分がずいぶんある一方ではお金の金額が多い少ないという議論がずいぶんある。

もう一つはどこまで調査をすればよいのかという点。堺市では大体四十件ぐらい。聞いた通りになつてないと言つて混乱するよりは、何も聞いてない中で新たなことが出てきたというのが実は多くて、本人をまるきり信用してないから調査でこんなことが出てきたというのも言いにくいうといふような環境を作つていきたいともう少し相手の人とゆっくり話ができるようやうな環境を作つていきたいと思つてはいる。

4 アルバイト・ケースワー

私の職場では去年1月からアルバイトが年寄りのご自宅を回り調査し、それによつてその担当者が保護費の変更をするという切り離しがはかられた。アルバイト採用時に、専門職の視点、一般職の視点、人権の感想文と管理職の面接を行い、一日七六〇円で前年に大学を卒業して事務所に実習に来た新採で入つてもおかしくないような人たちが来た。そんな人が何でこんな楽しい仕事をあなたたちはしんどそうにするのかという。その人が一年やつてきて、お金が関



係ないからできるんかなと言い始めている。

その仕事がどうあるべきなの

かをもつと考え

ますます大変な状態になつてから相談に来るということがあるのではないかと思う。

5 私たちの取り組み

制度の問題点を明確に言つて世の中を変えていく

まわりの制度がザルやからみな

い。全国で公務員でない職員が訪問

するということが現実に生まれようとしている。厚生労働省は平成一四

年で八五八人のワーカーが足りない

い、査察指導員の二七%が未経験の

人で問題と言つているが、一向に是

正しようとしていない。その中で制

度運用がちゃんとできずお金がたく

さん出でている。そういうことを繰り

返している。本当にこの制度を考えるのであればどういう体制でやつて

いくのか、どういうことを目指して

いくのかという話をしないといけない。お金のことだけに話がいつてしまふのは非常に問題だ。

老齢加算は非常に大変な議論。保

護基準が下がれば、当然それだけ保

護を受ける人は少なくなる。そうな

ると本当に必要なところに行かず、

いかなければならないと思う。

【報告③】

佐藤実千秋氏（朝日新聞記者）

振り返つて～

1 「生活保障」シリーズ

2 企画の狙いと思い

にする狙い。

1 はじめに
生活保護の役割は、①ナショナル
の背景と位置づけ

2 「生活保護制度の在り方
に関する専門員会」設置
困難の最後のとりで）の二つである。

ミニマム（国民生活の最低水準の維持）と②セーフティネット（生活

3 給付の水準に関する論点（これまでの委員会で議論された論点）

（1）一般世帯との均衡をどう考

【報告④】岡部卓氏（東京都立大学、専門委員会委員）

生活保護制度改革の焦点

1 はじめに
生活水準、②制度の仕組み、③実施

援助体制である。

2 「生活保護制度の在り方
に関する専門員会」設置

3 給付の水準に関する論点（これまでの委員会で議論された論点）

（1）一般世帯との均衡をどう考

るか

一方で、国民の消費水準が下がり

保護の水準も下がることになる。他

方で、従来、保護費が下げられてこ

なかつたのは、政治的な配慮のほか、

最低生活保障に関する絶対的な基準

というのも配慮されたはずである。

（2）他の社会保障制度との関係、

賃金水準との関係

たかった。

3 取材の過程から見えてきたもの

病気・リストラ・DV等をきっかけとしてふつうの生活からストン

と貧困生活に落ちてしまう実態を

と議論が深められていった（例え

ば、「働く意欲がない」との声に対

して、「働いて給料をもらつてもほ

とんど引かれる保護のしくみに問

題はないのか」との意見が寄せら

れた）。

4 1000通の投書から見えてきたもの

一部の生活保護利用者の生活態

度に対する納税者としての憤り、

努力不足である旨の指摘など批判

的声が寄せられるとともに、保

護利用者からの悲痛な訴えも寄せ

取つてきた。四つ目にやらないと

だめなことは自分たちの制度の問

題点を明確に言つて世の中を変えていくことだと思う。年金の議論

で大変だと言われているが、同じ

ように命を支える最後の制度とし

て保護制度の話を訴え続けている

人には少なくてもしっかりと入れて

いかなければならぬと思う。

以上

変曲点など専門的な議論がなさ

れ、わかりにくく、読者に伝えにく

かつた。

市民にわかりやすい制度、利用

しやすい制度にしてもらいたいと

思う。

以上

議論を聞いて

読者から寄せられた投書を紹介

し、さらにそれに対して投書が寄

せられ、制度的な問題点の指摘へ

と議論が深められていった（例え

ば、「働く意欲がない」との声に対

して、「働いて給料をもらつてもほ

とんど引かれる保護のしくみに問

題はないのか」との意見が寄せら

れた）。

5 これまでの専門委員会の

まわりの制度がザルやからみな

い。全国で公務員でない職員が訪問

するということが現実に生まれようとしている。厚生労働省は平成一四

年で八五八人のワーカーが足りない

い、査察指導員の二七%が未経験の

人で問題と言つているが、一向に是

正しようとしていない。その中で制

度運用がちゃんとできずお金がたく

さん出でている。そういうことを繰り

返している。本当にこの制度を考えるのであればどういう体制でやつて

いくのか、どういうことを目指して

いくのかという話をしないといけない。お金のことだけに話がいつてしまふのは非常に問題だ。

まつは非常に問題だ。

老齢加算は非常に大変な議論。保

護基準が下がれば、当然それだけ保

護を受ける人は少なくなる。そうな

ると本当に必要なところに行かず、

いかなればならないと思う。

以上

たかった。

読者から寄せられた投書を紹介

し、さらにそれに対して投書が寄

せられ、制度的な問題点の指摘へ

と議論が深められていった（例え

ば、「働く意欲がない」との声に対

して、「働いて給料をもらつてもほ

とんど引かれる保護のしくみに問

題はないのか」との意見が寄せら

れた）。

6 まとめ

これまでの専門委員会の

まわりの制度がザルやからみな

い。全国で公務員でない職員が訪問

するということが現実に生まれようとしている。厚生労働省は平成一四

年で八五八人のワーカーが足りない

い、査察指導員の二七%が未経験の

人で問題と言つているが、一向に是

正しようとしていない。その中で制

度運用がちゃんとできずお金がたく

さん出でている。そういうことを繰り

返している。本当にこの制度を考えるのであればどういう体制でやつて

いくのか、どういうことを目指して

いくのかという話をしないといけない。お金のことだけに話がいつてしまふのは非常に問題だ。

まつは非常に問題だ。

老齢加算は非常に大変な議論。保

護基準が下がれば、当然それだけ保

護を受ける人は少なくなる。そうな

と本当に必要なところに行かず、

いかなればならないと思う。

以上

たかった。

読者から寄せられた投書を紹介

し、さらにそれに対して投書が寄

せられ、制度的な問題点の指摘へ

と議論が深められていった（例え

ば、「働く意欲がない」との声に対

して、「働いて給料をもらつてもほ

とんど引かれる保護のしくみに問

題はないのか」との意見が寄せら

れた）。

7 まとめ

これまでの専門委員会の

まわりの制度がザルやからみな

い。全国で公務員でない職員が訪問

するということが現実に生まれようとしている。厚生労働省は平成一四

年で八五八人のワーカーが足りない

い、査察指導員の二七%が未経験の

人で問題と言つているが、一向に是

正しようとしていない。その中で制

度運用がちゃんとできずお金がたく

さん出でている。そういうことを繰り

返している。本当にこの制度を考えるのであればどういう体制でやつて

いくのか、どういうことを目指して

いくのかという話をしないといけない。お金のことだけに話がいつてしまふのは非常に問題だ。

まつは非常に問題だ。

老齢加算は非常に大変な議論。保

護基準が下がれば、当然それだけ保

護を受ける人は少なくなる。そうな

と本当に必要なところに行かず、

いかなればならないと思う。

以上

たかった。

読者から寄せられた投書を紹介

し、さらにそれに対して投書が寄

せられ、制度的な問題点の指摘へ

と議論が深められていった（例え

ば、「働く意欲がない」との声に対

して、「働いて給料をもらつてもほ

とんど引かれる保護のしくみに問

題はないのか」との意見が寄せら

れた）。

8 まとめ

これまでの専門委員会の

まわりの制度がザルやからみな

い。全国で公務員でない職員が訪問

するということが現実に生まれようとしている。厚生労働省は平成一四

年で八五八人のワーカーが足りない

い、査察指導員の二七%が未経験の

人で問題と言つているが、一向に是

厚労省からは、年金、児童扶養手当等に関するデータが出され、保護水準を下げるなどを前提にして議論の俎上に上げられている。賃金水準にも言及された。

しかし、生活保護は年金や手当とは制度設計が違う。生活保護と結びつけるべきではない。ひとり親の消費水準が非常に低くなっていることがそもそも問題なのである。賃金についても不安定就労者の低収入と比較して生活保護の水準が論じられている。最低賃金も含め労働政策で考

えるべき。

(3) 人びとの生活にとって必要な水準・範囲との関係

生活保護の水準をどのように定めるのか根本から問い合わせが必要がある。一般世帯の消費水準が下がつたら保護の水準も下がつてよいのか。保護水準を相対化してとらえていくと、限りなく下がっていくことになりかねない。絶対化してとらえる視点を算定方式に導入すべきではないか。

4 制度の仕組みに関する論点

(以下、今後の委員会での議論が予想される論点)

制度目的、制度の資格要件、制度の守備範囲と運用、利用の容易性と権利救済、ステイグマなど利用しやすい現状の制度をどのように利用していくかが課題となる。

5 実施体制と援助に関する論点

実施体制（組織・人的・業務・財政）、援助システムの構築（関連専門職・機関との連携・協働方策）、保施設、社会資源など。職員の質の向

以上



上も必要だがケースワーカーだけで完結するものではない。

6 生活保護改革の課題と展望

(1) 制度へのアクセスを容易に資格要件（資産・能力・他法他施

策の活用など）の見直し

生活保護は非常に利用しにくい制度となっている。制度へのアクセス（接近）を容易にする制度構造にする必要がある。

(2) 「自立支援」をどのように考えていくかが大きなポイント

具体的には、①生活の基盤的な支援、②療養・介護支援、③教育・就労支援、④社会参加支援などである。

③教育・就労支援は、教育を受け

る権利の拡大や生業扶助をもつと使

い勝手のよい制度にしていく、就労支援では労働市場へのマッチングをどうはかるかが課題となる。④社会

参加支援では、高齢者や障害者がボランティアやサークル活動など広く

地域社会へ参加できるような社会参

加支援のシステムづくりが今後の課

題となる。

(3) また、生活保護を担う行政職員の質の向上に関しては、厚労省保護課に設置された委員会が「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」報告書を

出している。これがどの程度活用されるかも一つのポイントだろう。

緊急アピール

2004年3月

各位

「国民生活は守られるのか」

2. 14 生活保護改革を考えるシンポジウム実行委員会

実行委員長 竹下義樹

(中央社会保障推進協議会、全国生活と健康を守る会連合会、

NPO法人・しんぐるまざあず・ふおーらむ、全国生活保護

裁判連絡会、社会保障裁判支援連絡会、全国公的扶助研究会)

○ 事務局・連絡先 中央社会保障推進協議会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12

ダイヤモンドパレス307号

TEL 03-3401-2743 Fax 03-3401-2744

E-mail syahokyou@mwe.biglobe.ne.jp

生活保護制度改革についての緊急アピール

日頃より、わが国の社会福祉・社会保障の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年8月から生活保護制度改革の検討が始まりました。すでに生活保護基準についての前半の検討が終わり、今後生活保護の各制度について検討されることになっています。いうまでもなく生活保護制度はわが国における最後のセイフティーネットとして重要な役割を果たしてきました。長期不況による高失業率や、高齢化社会、ひとり親世帯の増加など、今後とも生活保護制度の重要性はますます増大するものと思われます。

ところが、昨年12月にまとめられた生活保護のあり方検討専門委員会の「中間取りまとめ」では、老齢加算の廃止が打ち出され、さっそく平成16年度予算案で具体化されています。また、母子加算についても引き続き検討されることになっていますが、廃止のおそれをも含め予断を許さない状況になっています。さらに、いったん保留になったとはいえ、昨年11月末厚生労働省は、生活保護の国庫負担を4分の3から3分の2に引き下げるという突然の、そしてあまりにも影響が大きい方向性が示されました。

このような制度改革の方向に危惧を覚える私たちは、2月14日緊急シンポジウムを開催しました。急な呼びかけにもかかわらず、230人の関係者が集まり、熱心な意見交換がなされました。そこで出された意見は、「老齢加算がなくなればグループホームから追い出される高齢者が出てくるのではないか」、「もともと低所得の母子世帯と生活保護を利用している母子世帯を比べるのは疑問だ」、「福祉事務所はもっとスムーズに保護の申請を受付けるべきだ」、「ケースワーカーの就労指導はこの不況下で『仕事を探せ。3ヶ月以内に探さないと保護を廃止する』というような実態を無視した一方的な指導になっている」、「学資保

険は認めてほしい」など、一つ一つが切実で重要な指摘でした。

私どもは、本緊急シンポジウムでの意見を踏まえ、別紙の通りの緊急要望を厚生労働省と生活保護の在り方検討専門委員会全委員に送りました。

専門委員会では、6月までに検討を重ねその後まとめの作業に入る予定です。しかし、このままでは必ずしも現在の生活保護制度の改善に資するとは言い難い内容になるのではないかと危惧されます。各位におかれまして、別紙要望事項に賛同いただきますとともに、市民の中に生活保護についての問題点を広げ、改革が市民の生存権保障を実現するものとなるように下記の緊急行動を提起させていただきます。

記

- 1 地域や団体、個人で生活保護の在り方について学習会やシンポジウムを開催いただくこと。
(もし、講師など必要であれば、上記各団体や地方組織などへご相談ください。また、4月初旬に『いま生活保護改革に問われるもの〈仮題〉』(大友信勝・布川日佐史・吉永純著、あけび書房発行)を緊急出版します。学習・啓蒙のテキストとしてご活用ください)
- 2 厚生労働大臣と生活保護の在り方検討専門委員会宛の別紙の要望書に賛同いただくこと。
- 3 地域や団体、個人でも厚生労働大臣と生活保護の在り方検討専門委員会への要望を行っていただくとともに、生活保護の改善事項について福祉事務所や自治体への要請を行っていただくこと。

以上

厚生労働大臣への申入れ

2004年2月14日

厚生労働大臣
坂口 力様

「国民生活は守られるのか」
2.14生活保護改革を考えるシンポジウム実行委員会
実行委員長 竹下義樹

生活保護制度改革についての緊急申入れ

- 1 生活保護基準の引き下げ、とくに老齢加算、母子加算の削減は、新たな貧困問題を作り出すことにつながりかねないの
で止めてください。
- 2 生活保護の申請はスムーズに受け付け、必要な保護を速やかに開始することにより生存権の保障と早期の自立へのきっかけ
を失うことのないようにしてください。保護申請の意思を表明した場合には申請書をすぐに渡すようにしてください。
- 3 自立を助長する見地からも預貯金、生命保険などの保有容認額を増額してください。学資保険は保護利用世帯の自立
の観点から、特に保有を認めてください。
- 4 自動車保有を理由とした申請拒否や申請却下はせずに、自動車の保有条件を拡大してください。
- 5 扶養義務の範囲は、親族間の無用な混乱を避け、被保護者の自立助長の見地からもいわゆる生活保持義務（夫婦相
互間、親と未成熟子の間）に限ってください。
- 6 就労指導は、機械的、一律にせず、その人の身体状況、年齢、職業資格、希望などを踏まえ、その地域の有効求
人倍率などの客観的な指標を考慮し、具体的に行ってください。その際就職のためのスキルアップ（技能の向上）や資
格をとるための自立支援策、就職のための条件づくりを充実してください。
- 7 高校進学率が95%を超えた今日において、教育扶助は世帯の自立と貧困の再生産を防止する見地から高校までに拡大
してください。
- 8 保護の在り方に根本的な影響を及ぼす生活保護費の国庫負担率の削減はしないで下さい。

以 上

生活保護制度の在り方に関する専門会委員への申入れ

2004年2月14日

生活保護制度の在り方に関する専門会委員各位

「国民生活は守られるのか」

2.14生活保護改革を考えるシンポジウム実行委員会
実行委員長 竹下義樹

生活保護制度改正についての緊急申入れ

1 ナショナルミニマムの基準を引き続き検討し、明確にすること

- (1) 一般世帯の消費水準が下がった、物価水準が下がったとしても、被保護世帯の生活実態を見るなら、生活扶助基準を引き下げてよいということにはなりません。水準均衡方式にもとづくとしても、被保護世帯の消費実態からして生活扶助基準を引き下げるようなことはしてはならないはずです。被保護世帯および低所得世帯の消費実態を精査し、ナショナルミニマムの水準を維持、改善するための方策を検討し続けてください。
- (2) 「中間取りまとめ」のうち、低所得世帯との比較をもとに保護水準が高いとした部分は、水準均衡方式にもとづく保護基準の妥当性の検討としてはふさわしくないので、最終まとめでは撤回してください。
- (3) 老齢加算については、ニーズが本当にはないのか、また、加算の廃止によってどんな問題が生じるのかを、専門委員会で引き続き検討してください。段階的に廃止するというやり方になりましたが、それでは解決できない問題への対応を、専門委員会として責任を持って検討して下さい。

2 セーフティーネットとしての機能を果せるように以下の点を検討願います。

(1) 申請の受付

保護申請の意思を表明した場合には申請書をすぐに渡すなど、生活保護の申請はスムーズに受け付け、必要な保護を速やかに開始することにより生存権の保障と早期の自立へのきっかけを失うことのない方向で検討して下さい。

(2) 資産

自立を助長する見地からも預貯金、生命保険などの保有容認額を増額し、学資保険は保護利用世帯の自立の観点から、特に保有を認める方向で検討してください。

また、自動車保有を理由とした申請拒否や申請却下はせずに、自動車の保有条件を拡大していく方向で検討してください。

(3) 扶養の優先

扶養義務の範囲は、親族間の無用な混乱を避け、被保護者の自立助長の見地からもいわゆる生活保持義務（夫婦相互間、親と未成熟子の間）に限る方向で検討して下さい。

(4) 就労指導

就労指導は、機械的、一律にせず、その人の身体状況、年齢、職業資格、希望などを踏まえ、その地域の有効求人倍率などの客観的な指標を考慮し、具体的に行う方向で検討して下さい。また就職のためのスキルアップ（技能の向上）や資格をとるための自立支援策、就職のための条件づくりを充実する方向で検討してください。

(5) 教育扶助

高校進学率が95%を超えた今日において、教育扶助は世帯の自立と貧困の再生産を防止する見地から高校までに拡大する方向で検討してください。

3 国庫負担率削減は、保護の在り方に根本的な影響を及ぼすものであり、貴委員会として正式に議題に取り上げ、検討して下さい。

以上